

平成23年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

民事訴訟法

問1

ある訴訟の請求の当否を左右する形成権について、基準時前に形成原因が発生していたが、当該訴訟の基準時後に形成権を行使する場合、その形成権行使は当該訴訟の確定判決の既判力によって遮断されるか。取消権と相殺権を例に挙げて論じなさい。

問2

下記最三小判平成21年9月15日判決（一部抜粋、仮名等に変更）を読んだ上で、審判権の限界について論じなさい。

土地明渡等、代表役員の登記抹消手続請求事件
最高裁判所第三小法廷平成20年（受）第1565号
平成21年9月15日判決

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人Pの上告受理申立て理由について
本件は、宗教法人である上告人Xが、A寺の庫裏及び本堂等（以下「本件各建物」という。）を占有してA寺の境内地（以下「本件土地」という。）を占有している被上告人Yに対し、本件土地の所有権に基づき、本件各建物から退去して本件土地を明け渡すことを求める事案である。Xは、Yが、Xを包括する宗教法人であるB（以下「包括法人」という。）の懲戒規程4条1項3号所定の「宗旨又は教義に異議を唱え宗門の秩序を紊乱した」との擯斥事由に該当するとして、包括法人から擯斥処分を受けたことにより、A寺の住職の地位を失い、その結果、Xの代表役員の地位も喪失したから、本件土地の占有権原を失ったと主張している。

原審は、上記擯斥処分の効力の有無が本件請求の当否を決する前提問題となっており、この点を判断するために上記擯斥事由の存否を審理する必要があるところ、そのためには、包括法人の「宗旨又は教義」の内容について一定の評価をすることを避けることができないから、X

の訴えは、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらないとして、これを却下した。

所論は、上記擯斥処分は、包括法人の宗制では管長以外の者が法階を授与することは禁じられているにもかかわらず、Yが在家僧侶養成講座の講師として受講者に法階を授与したことを、その理由とするものであって、Yの上記行為が上記擯斥事由に該当するか否かについては、宗教上の教義ないし信仰の内容について評価をしなくても判断が可能であるのに、Xの訴えを「法律上の争訟」に当たらないとした原審の判断には、法令の解釈を誤る違法があるというのである。

本件記録によれば、上記懲戒規定5条1号は、「宗制に違反して甚だしく本派の秩序を紊した」ことを剥職事由として定めているところ、包括法人において、法階は、管長が叙任することとされているのであるから（管長及び管長代務者規程3条1項6号、法階規程1条2項）、Yの上記行為が上記剥職事由に該当するか否かが問題となっているのであれば、必ずしも宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断する必要はなかったものと考えられる。しかし、Xは、Yの上記行為が懲戒規定4条1項3号所定の擯斥事由に該当する旨主張しているのであって、この主張及び上記擯斥事由の内容に照らせば、本件訴訟の争点である上記擯斥処分の効力の有無を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することを避けることはできないから、Xの訴えは、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法というべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例（最高裁昭和61年（オ）第943号平成元年9月8日第二小法廷判決・民集43巻8号889頁、最高裁昭和61年（オ）第531号平成5年9月7日第三小法廷判決・民集47巻7号4667頁、最高裁平成2年（オ）第508号同5年11月25日第一小法廷判決・裁判集民事170号475頁）は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。